

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：都市整備局】

機関名称	東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発審査会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	都市再開発法第57条
設置年月日	平成15年10月29日
機関の目的 ・所掌内容	市街地再開発事業における区域内権利者の権利・財産関係手続きが公正・適正であるか審査することを目的とする。
委員数	R4.4.1時点未選任
会議公開	非公開
会議 非公開理由	個人のプライバシーの保護及び公正な行政執行の確保のため、非公開としている。
議事録公開	非公開
議事録 非公開理由	個人のプライバシーの保護及び公正な行政執行の確保のため、非公開としている。
備考	権利者等、事業関係者に限り、会議の傍聴、議事録の公開、事前周知の対象としている。
HPのURL	-
問い合わせ先	都市整備局第二市街地整備事務所管理課 電話番号：03-5389-5154 FAX番号：03-5389-5155